「人生の最終段階における適切な意思決定支援に関する指針」

医療法人社団ささえる医療研究所 2020年4月策定

1. 人生の最終段階における当院の基本方針

本人による意思決定を基本とし、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医師などの医療従事者が最善の医療・ケアを提供するため、適切な情報の提供と説明を、ご家族等を含めて話し合いを行います。

2. 人生の最終段階(終末期)の定義

- (1) 予後が数日から長くとも2~3か月程度と予測できるとき
- (2)治療により病気の回復が期待できないと判断するとき
- (3) 死を予測し対応を考えるときや、老衰など数か月から年余にかけ死を迎えるとき

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。
- ・本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人の不安や疑問を伝えられるような支援を行い、医療・ケアチームで本人との話し合いを繰り返し行います。

- ・本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行います。またこの話し合いに先立ち、患者本人は特定の家族等を自らの意思を推定する方と前もって定めておくものとします。
- (2) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・ 不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチー ムによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (3) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います
- (4) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は本指針では対象としません。

4.人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

- (1) 本人の意思確認ができる場合
- ① 医療・ケアの方針決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者より適切な情報の提供と説明を行います。
- そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを 踏まえ、本人による意思決定を基本とし、多職種の医療・介護従事者にて構成 される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化等に応じて本人の意思が都度変化するものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援を行います。この時に、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めた話し合いを繰り返し行っていきます。

- ③ このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します。
 - (2) 本人の意思確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、下記のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断します。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じ、このプロセスを繰り返し行っていきます。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとって最善の方針をとることを基本とします。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し、家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合は、本人または家族等の同意を得て、外部の専門家(医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者など)を交え、方針等について検討していきます。
① 医療・ケアチームとの話し合いの中で、心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

- ② 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの 内容についての合意が得られない場合
- ③ 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合